

協議に当たっての基本姿勢

H 16. 9. 14

地方六団体

- 1 このたび、地方六団体が結束し、立ち上がったのは、従来型の陳情・要望団体から脱却し、三位一体改革を契機に「地方から日本を変える」同志として結集したものである。
- 2 今回、我々が提案している改革案は、それぞれの立場における損得勘定をこえて、国のために「小異を捨てて大同につく」精神で、一本化を図ったものである。
- 3 全国3,152の都道府県・市区町村の結束は、自治体の集合体イコール日本そのものが立ち上がったと同義である。
- 4 我々が意図する地方分権改革は、
 - (1) 過度に中央に集中している権限・財源を、住民に近接し、情報公開・住民参加を進めている地方自治体に移し、有権者・市民にとって透明で明朗な政治・行政に変えること（権限・財源の「独占」から「共有」へ）
(地方自治のグローバル・スタンダード 国連「世界地方自治憲章」案)
 - (2) 「地域に自由を、市民に権利」を拡大し、地域・個人の潜在能力を顕在化し、生き生きとした日本列島にしていくこと

- (3) 画一、タテ割り、過剰干渉の現体制から、地域ニーズに応じ、生活者の立場に立って、多様で水平的、機動的な住民サービスを提供できる体制に変えていくこと
- (4) 現行の「護送船団体制」から日本全体を「自己責任体制」に変え、自治体間も相互に善政競争をしていくこと。そして、全体として公的部門のスリム化を図っていくこと
- (5) 産業構造の変革に伴い、集権型の工業社会から分権型の情報社会に移行すること

このような高い次元から日本を改革していくこうとするものである。

- 5 我々、自治体首長・議員は、国会議員と同じ地盤の有権者から負託を受け、「国を想い、国を創る」気持ちは共通である。官僚ペースではなく、国民に直接責任を負う政治家として共通の基盤に立って、議論をしていきたい。
- 6 我々も、国家財政に重大な関心を持ち、その再建に協力することにやぶさかではない。しかし、国と地方がお互いの信頼関係を確保することが前提となる。そして、この協議の場がお互いの信頼を築く場であると考えている。万一、背信行為があれば、すべて水の泡となる。

- 7 政府・政党において、地方の行財政に対する不信の念があるやに聞くが、地方も懸命に改革努力を進めている。一方的なデータ・情報でお互いに争うことがないよう、必要があれば客観的、公平な方法で共同調査をしてよいと考えている。
- 8 国と地方の財政は、地方自治の精神からも区分して考え、相互に改革の努力を競い、その成果につき、国民の判断を仰ぐことがのぞましい。
- 9 個々の事務・事業が必要かどうかは、究極は有権者・国民が判断すべきことで、官僚が決めるわけではない。自治体自身の合理化の限界をこえた財源のカットは、すなわち住民サービスのカットにつながる。国がそのような財源カットをするとすれば、国政選挙において国民の審判を仰がなければならない。（「行政」の課題ではなく「政治」の課題である。）
- 10 我々地方六団体は、多くの困難を乗りこえて改革案をまとめた。政府においても真摯に受け止め、国側の改革案をまとめ、この協議の場に提案されるべきである。我々は、個別に各省庁等と議論するつもりはない。